

## 医療費などを助成する

# 重度心身障害者医療費助成制度(県障)のお知らせです

重度心身障害者医療費助成制度(県障)は、重度心身障がい者の医療費や入院時の食事療養費(標準負担額減額認定証を持っている人)、訪問看護医療費を助成する制度です。自立支援医療など、ほかの医療費の軽減制度が受けられる場合は、そちらが優先されます。

※転入してきた場合は、申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください

### ■利用できる人

- ①身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人
  - ②療育手帳Aの交付を受けている人
  - ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ※一定以上の所得があると助成停止となります

### ■助成の受け方

「受給者証」を健康保険証とともに医療機関の窓口提示することで、一部負担金だけの支払いとなります。

### 【一部負担金】

医療機関ごとに月ごとで

- ▶外来 530円(1回) ※月4回まで負担
- ▶入院 1,200円(1日)
- ▶訪問看護 250円(1日)

※調剤薬局へ支払う額は無料です

※現在受給者証をお持ちの人は、8月末までに新しい受給者証を送付します

### ■医療費の払い戻し(償還払い)

申請をすると後日、自己負担額を超えた金額を還付します。

- ①治療用装具を購入したとき
- ②入院時生活療養費(市民税非課税世帯の場合)を支払ったとき
- ③県外の医療機関を受診したとき



市HP関連ページ



●問い合わせ 福祉課福祉政策室 ☎53-2111(内線2322)  
または各支所地域振興課地域福祉室

## 施設などの利用者負担を軽減する制度

# 介護保険負担限度額認定申請のお知らせです

介護保険サービスを利用している市民税非課税世帯で預貯金などの金額が基準額以下の人を対象に、施設などを利用する際の費用負担を軽減する制度があります。

### ■軽減の対象となる費用

介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など)サービスまたはショートステイ利用時の食費と居住費(滞在費)です。デイサービスやその他サービスを利用した時の費用は対象となりません。

また、軽減額は対象者の収入や利用する施設の居室により異なりますので、お問い合わせください。

### ■軽減を受けるには

市に申請して軽減の対象者として認定を受ける必要があります。介護保険被保険者証、印鑑、預貯金通帳などの申請日直近2カ月以内の残高が確認できる書類(配偶者がいる人は配偶者名義の書類も必要)、マイナンバーカードまたは通知カードを持参し、手続きしてください。

軽減の対象者には「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので、サービスを受ける施設に提示してください。

### ■認定証の有効期間と更新手続き

認定証の有効期間は、申請月の初日から申請後に到来する7月31日までです。引き続き軽減を受けるためには更新手続きが必要となります。なお、令和2年7月31日まで認定されている人には、6月中旬に更新申請の案内を送付しています。

8月1日から使える新しい認定証は7月末ごろに送付します。なお、介護保険施設に入所している人には、直接施設に送付する場合があります。



市HP関連ページ



### ●問い合わせ

介護高齢課介護保険室 ☎53-2111(内線3411、3412)  
または各支所地域振興課地域福祉室